



各 位

平成 27 年 4 月 27 日

会 社 名 株式会社 清 水 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 豊 島 勝 一 郎
(コード番号 8 3 6 4 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 高 柳 充 雅
(TEL 0 5 4 - 3 5 3 - 7 8 9 5)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当行は、平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定の目的

平成27年5月1日施行の改正会社法および改正会社法施行規則を踏まえ、「内部統制システムの基本方針」を一部改定する。

2. 改定後の「内部統制システムの基本方針」

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員が遵守しなければならない法令・ルール等を定める。
- ② コンプライアンスを統括する部署を設置し、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努める。頭取を議長とし、コンプライアンスをテーマとする拡大経営会議を月 1 回開催し、顧問弁護士もそのメンバーとする。
- ③ 本部・営業店にコンプライアンス責任者と管理者を配置し、日常業務での適法性のチェックを実施するとともに、「コンプライアンス報告制度」を設け、違反行為の未然防止等を図る。なお、本報告制度の利用者に対して、報告等の行為を理由として懲罰、人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益となる行為は行わない。
- ④ 使用人の法令・定款違反行為については、賞罰委員会において懲罰を付し、役員の方令・定款違反については、取締役コンプライアンス規程に基づき、経営会議等による調査を経て、取締役会において具体的な処分を決議する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、利益を供与しない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報については、行内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理を適切に行うため、「リスク管理規程」を制定し、カテゴリ毎に所管部を定めて、各種リスクについての管理体制を構築する。また、銀行全体のリスク統括を図る部署を設置し、各種リスクの状況について、必要に応じて取締役会及び経営会議への報告を行う。
- ② 非常時において適切に業務を継続するための「業務継続規則」を制定し、迅速かつ適切に対応することで、経営への影響を最小限に止めることができる体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、組織規程及び職務権限規程に基づき、業務執行を行う。また、取締役会の委任の範囲内で決議・協議等を行う機関として、「経営会議」を設置し、業務執行の決定の迅速化を図る。
- ② 取締役会で決議された事項は、3ヶ月毎にその進捗状況を取締役会へ報告することで、完了までの管理・把握を行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社におけるコンプライアンス、当行への適切な報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務の適正を確保するため、グループ会社を運営・管理する統括部署を設置するとともに、「清水銀行グループ運営管理規程」を定める。また、グループ会社は、「グループ会社協議・報告一覧」に基づいて、当行への協議・報告を行う。
- ② 当行は、必要に応じてグループ会社に立ち入り、監査を行う。
- ③ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会担当者を1名以上配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会担当者の人事異動や評価等については監査役会の意見を尊重する。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当行及びグループ会社の取締役は、当行の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に遅滞なく報告するものとし、当行及びグループ会社の使用人は主管部署を通じて、担当取締役、グループ会社取締役から報告するものとする。また、当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役から業務について報告を求められたときは、協力するものとする。
- ② 上記の報告を理由として懲罰や人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益になる行為は行わないものとする。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
頭取は、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。
- (10) 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当行は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

以 上